

改 正 案	現 行
<p>（法科学第三部）</p> <p>第十四条 法科学第三部に、次の五研究室を置く。</p> <p>化学第一研究室 化学第二研究室 化学第三研究室 <u>化学第四研究室</u> <u>化学第五研究室</u></p> <p>（化学第一研究室）</p> <p>第十五条 化学第一研究室においては、次に掲げる事務（化学第二研究室、化学第三研究室、<u>化学第四研究室及び化学第五研究室</u>の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 犯罪の捜査に関連する麻薬、覚醒剤その他の薬物についての研究、実験、鑑定及び検査に關すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する化学の研究及び実験並びに化学を応用する鑑定及び検査に關すること。</p> <p>（化学第二研究室）</p> <p>第十六条 化学第二研究室においては、犯罪の捜査に関連する毒物、劇物及び環境汚染物質についての研究、実験、鑑定及び検査に關する事務（化学第三研究室、<u>化学第四研究室及び化学第五研究室</u>の所掌に属するものを除</p>	<p>（法科学第三部）</p> <p>第十四条 法科学第三部に、次の四研究室を置く。</p> <p>化学第一研究室 化学第二研究室 化学第三研究室 <u>化学第四研究室</u></p> <p>（化学第一研究室）</p> <p>第十五条 化学第一研究室においては、次に掲げる事務（化学第二研究室、化学第三研究室<u>及び化学第四研究室</u>の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 犯罪の捜査に関連する麻薬、覚醒剤その他の薬物についての研究、実験、鑑定及び検査に關すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する化学の研究及び実験並びに化学を応用する鑑定及び検査に關すること。</p> <p>（化学第二研究室）</p> <p>第十六条 化学第二研究室においては、犯罪の捜査に関連する毒物、劇物及び環境汚染物質についての研究、実験、鑑定及び検査に關する事務（化学第三研究室<u>及び化学第四研究室</u>の所掌に属するものを除く。）をつかさど</p>

く。()をつかさどる。

(化学第三研究室)

第十七条 化学第三研究室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の捜査に関連するラジオアイソトープの研究及び検査に関すること。
- 二 ラジオアイソトープを応用する鑑定及び検査に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する微細物(第十五条第一号に規定する薬物、前条に規定する毒物、劇物及び環境汚染物質並びに第十八条に規定する物質を除く。次条において同じ。)のうち人工的に合成されたものについての研究、実験、鑑定及び検査に関すること。

(化学第四研究室)

第十七条の二 化学第四研究室においては、犯罪の捜査に関連する微細物についての研究、実験、鑑定及び検査に関する事務(化学第三研究室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(化学第五研究室)

第十八条 化学第五研究室においては、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第百九十二号)別表一の項の第二欄又は第四欄に掲げる物質及び同表二の項又は三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質の研究、実験、鑑定及び検査に関する事務(化学第三研究室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

る。

(化学第三研究室)

第十七条 化学第三研究室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の捜査に関連するラジオアイソトープの研究及び検査に関すること。
- 二 ラジオアイソトープを応用する鑑定及び検査に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する微細物(第十五条第一号に規定する薬物、前条に規定する毒物、劇物及び環境汚染物質並びに次条に規定する物質を除く。)についての研究、実験、鑑定及び検査に関すること。

(新設)

(化学第四研究室)

第十八条 化学第四研究室においては、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第百九十二号)別表一の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質及び同表二の項又は三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質の研究、実験、鑑定及び検査に関する事務(化学第三研究室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。